

平成29年8月25日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会第92回船員部会議事録

【長岡船員政策課専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第92回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。上から議事次第、配布資料一覧が左上ホチスキどめの2枚もの、その次からが議題の資料となります。資料の番号は、資料の右上に記載してございます。

まず、資料1としまして、諮問文「諮問第278号 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則の一部改正等について」こちらが3枚。参考資料として、資料1①こちらが1枚、資料1②が7枚となっております。

資料2としまして、諮問文「諮問第282号 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正について」こちらが3枚。参考資料として、資料2①、その規則の一部改正の概要が1枚。資料2②として、その規則の一部改正の概要ポンチ絵が1枚。

資料3としまして、諮問文「諮問第283号 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正について」こちらが3枚。参考資料といたしまして、資料3①、その指針の一部を改正する告示の概要が1枚。資料3②として、その告示案の概要のポンチ絵が1枚。

資料4としまして、諮問文「諮問第280号 船員派遣事業の許可基準の見直しについて」こちらが2枚。参考資料として、資料4-2「船員派遣事業許可基準の見直しの適用を受ける事業者に対するチェック制度及び個人情報適正に管理する能力に係る審査基準について」、こちらが3枚。

資料5としまして、諮問文「諮問第287号 船員派遣事業の許可について」こちらが2枚。その参考資料として、資料5-2が4枚。こちらは委員限りとなります。

資料6としまして、諮問文「諮問第288号 無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚。その参考資料として、資料6-2が3枚。こちらは委員限りとなります。

資料は以上ですが、行き届いておりますか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいります。

議題1「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則の一部改正等について」は、前回の部会からの継続案件でございますが、その後の調整状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 それでは、資料1をごらんください。こちら、前回諮問をさせていただいた資料でございますが、前回の諮問から約一月の間、各委員から特段質問等はいただいているものと存じておりますが、こちら省令の審査を経て、幾つか修正等がございましたので、そのご説明をさせていただければと思います。

具体的にはポンチ絵の資料を使って説明したいと思っております。資料1の②番、1枚目にスケジュールがございますが、さらにその次のページから省令改正(案)の概要〔その1〕から始まるところでございます。このうち、修正がございました点が、省令改正(案)の概要〔その3〕というものが、ページを2枚おめくりいただければと思います。こちら④番、危険物等取扱責任者の認定等ということで、危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定について、その認定基準、申請方法等を規定することとするということでございまして、LNG燃料船につきまして、どのようなような者が認定を行うべき者としてふさわしいかというところで、その認定基準について列記しているところでございますが、このうち、甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)と、こちらの上級の資格ということで先月ご説明させていただきましたが、取得する方法が1シリーズと2のシリーズの2種類ございまして、そのうち2-1のところ乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)のところに下線を引かせていただいておりますが、こちら先月諮問させていただいた時点では液化ガスタンカーとして記載させていただいたのですけれども、こちら修正と誤りがございまして、低引火点燃料という資格の認定が必要となります。

すなわち天然液化ガスの燃料としての乙種の初級の資格が必要となってくるということ

でございますが、こちら先月ご説明したとおりではあるのですけれども、乙種の資格を取るに当たっては、液化ガスタンカーの資格があれば取れるような形になっているところが、下の乙種危険物等取扱責任者のところに記載させていただいているとおりでして、これを基礎として、この上級の甲種というものも取れるようになっているという点では、特段何か流れに変更のようなものはないと存じております。

また、ページを1枚めくっていただきまして、省令改正（案）の概要〔その4〕とあります、⑤番、登録講習のところでございますが、こちら計7時間の講習を受けるということで、何か上級の資格を取るに当たっての登録学科講習の要する時間につきましては、特段その総時間に変更はないのですけれども、前回6項目を1時間ごとに今7つの項目が書いてありますけれど、前回6項目を書かせていただいているのですが、こちら省令の審査の過程で再度整理を行いまして、何か内容に変更があるものではないのですが、1時間掛ける7の計7時間ということにさせていただきました。何か総時間とか内容に変化が生じているものではございません。

以上、ご報告でございました。

【野川部会長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、国土交通大臣から諮問第278号「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則の一部改正等について」をもって諮問された件につきましては、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、議題2の「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正について」でございますが、こちら前回部会からの継続案件ですが、その後の調整状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 それでは、お手元の資料2をごらんください。資料2の一番後ろについている資料2の②というポンチ絵、イラストで記載された資料があるかと思いますが、そちらをごらんいただければと思います。

こちらは育休法の改正に伴って、育休を取得できる年齢について、例外②番、2歳まで

といった場合に、どういった場合に2歳まで延長ができるかというところを、法律施行規則、省令で規定することとされておりまして、赤字で保育所等に入れない場合、配偶者の死亡等というところを省令で書かせていただきたいと先月諮問させていただきました。こちらについては特段ご質問、意見等はいただいております。

以上、ご報告でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、国土交通大臣から諮問第282号「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正について」をもって諮問された件につきましては、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、議題3の「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家族生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示について」でございますが、こちらも前回の部会からの継続案件でございます。

それでは、その後の調整状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 それでは、お手元の資料3をごらんください。一番後ろに資料3の②ということで、横書きの資料がございますので、そちらをごらんいただければと思います。こちらは育休法の改正に伴いまして、事業主が講ずべき措置に関する指針(ガイドライン)の一部改正を行いたいというものでございまして、改正内容としては1. 講ずべき事項、2. 育児休暇の例示、3. 職場における育児休業等に関するハラスメントの内容として改正内容を予定しているところです。先月諮問をさせていただいてから、特段これまで質問等はいただいているところございません。

以上、調整状況でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、国土交通大臣から諮問第283号「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家族生活との両立が図られるようにするために事業主が講

すべき措置に関する指針の一部改正について」をもっと諮問された件につきましては、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題でございます。議題4の「船員派遣事業の許可基準の見直しについて」は、前々回の部会からの継続案件でございますが、前回、委員よりご指摘のあった事項のほか、その後の調整状況等について、事務局からご報告をお願いいたします。

【風巻雇用対策室長】 それでは、「船員派遣事業の許可基準の見直しについて」を説明いたします。資料4をごらんください。また改めてでございますが、諮問内容を簡単に説明させていただきます。資料4の別紙、船員派遣事業の許可基準の見直しについてをごらんください。船員派遣事業の許可にあたっては船員職業安定法の規定により、船員派遣事業を的確に遂行するために足りる能力等が求められております。

1つ目として、財産的基礎に関する判断として、資産総額から負債総額を控除した基準資産額が1千万以上であること。基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。自己名義の現金・預金の額が800万円以上であること。

そして2つ目といたしまして、事業所に関する判断として、事業に使用し得る面積がおおむね20平方メートル以上であることとなっております。

これを、基準資産額につきましては、教育訓練に使用する船舶の建造等に要した金額については、負債の総額から控除して算定しても差し支えないこととする。この場合において、船舶の建造等に要した金額は、貸借対照表の有形固定資産として記載されている金額とする。ただし、当該金額が当該船舶の建造等のために金融機関等から借り入れた借入金より大きい場合は、当該借入金の額とすること。

もう1つ、事業所に関する判断として、派遣元責任者及び職務代行者の数が二人の場合であっては、おおむね10平方メートル以上で差し支えないものとする。

この2つの見直し案が諮問内容でございます。

それでは、資料4-2をごらんください。前回の船員部会で監査方針を示すべきではないかとご指摘をいただきました。まず、船員派遣事業許可基準の見直しの適用を受ける事業者に対するチェック制度についてという資料でございます。上に現行の監査方針を書いております。現行の監査方針では、新規許可時には許可後3カ月以内に、更新時には更新

期間内に地方運輸局等が事業場監査を実施することとしております。

ただし、1つ目といたしまして、船員職業安定法に抵触する事案を発見した場合や、船員からの申告等があった場合には、ただちに監査を実施することとしております。これらの監査結果や指導の是正状況等につきましては、船員派遣事業等フォローアップ会議において報告しているところでございます。そして平成20年に設けられました特例により有効期間の更新を行った場合は、更新期間内ではなく、許可後6カ月以内に事業所監査を実施するということとしております。

そして下の改正をごらんください。今回ご提案させていただくものでございます。派遣元責任者及び職務代行者の数が2人であって、船員派遣事業に使用する面積がおおむね10平方メートル以上の適用をもって許可を受けようとする事業者に対しましては、許可前に事業者へ許可基準に適合しているかどうかの現地調査を行うことを新たに追加したいと考えております。

1枚めくっていただきまして、個人情報を通正に管理する能力に係る審査基準でございます。前回の船員部会においてご指摘のあった部分でございます。船員派遣事業に使用する面積をおおむね10平方メートル以上にした場合、物理的スペースが限られているので、個人情報の保護の観点から問題があるのではないかとのご指摘でございます。個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインからの一部抜粋ではございますが、許可前に、先ほど申しあげました現地調査を行い、これらの項目に関して適正な措置がされているのかの確認を行う形にさせていただきます。

ここで示しておりますとおり、例えば上から3つ目の項目でございますが、個人データを取り扱う区域の管理について、個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外の方が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずることとなっておりますので、地方運輸局等の職員が事業所に出向きまして当該措置について適正に講じられているかの現地確認を行うこととします。事業者が個人情報保護法ガイドラインを遵守した運用がきちりなされているよう、個人情報保護委員会とも連携を取りながら監督指導をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 改正というようになっているのですけれども、これは現行に基づく追加という理解でよろしいですね。

【風巻雇用対策室長】 そのとおりでございます。改正となっておりますが、これは追加で上乗せでやらせていただくことを考えております。

【平岡臨時委員】 いずれにいたしましても、今現在、厳重に監査、チェック体制、やられていると思っておりますけれども、今後見直し、その辺のところについては、さらに厳重にチェック、その辺の体制で臨んでいただければと思います。

【風巻雇用対策室長】 承知いたしました。

【野川部会長】 ご要望ということも含めて伺いました。

ほかにこの件に関しまして、いかがですか。よろしいですか。

よろしければ、この国土交通大臣から諮問第280号「船員派遣事業の許可基準の見直しについて」をもって諮問された件については、適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題5「船員無派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。よろしいですか。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められましたこの諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとしたいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次に議題6「無料の船員職業紹介事業の許可について」、これも事務局からご説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められましたこの諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する無料の船員職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとしたいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 どうもありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

立川委員。

【立川臨時委員】 少し確認させていただければという案件がございますので、その発言をさせていただければと思います。

私たち労働側委員としまして、船員部会においてこれまで船員の確保・育成に関していろいろ意見を述べさせていただいてきております。そのような中で、本年の4月に船員部会の中で船員の確保・育成の観点から海技教育機構の養成定員の増加ですとか、建物の耐震補強について検討する方向、海事局の方向性について、私どもから予算についても、それに伴って増やしていくことになるのか、そのような理解をしていいのかというお話をさせていただいたところです。

それに対しまして、基本的には必要な教育体制を確保していくための予算を要求させていただくように考えていると、ニーズや必要性を説明できるよう整理していかなければならないので、皆さんの話を伺いながら予算要求の内容について整備をしていくという論議がありました。今後もそういった説明をしていただきたいということで、その場は閉まったところでございます。

そのような中で、船員の確保・育成をどのように図っていくかは、船員部会として論議すべき非常に重要な案件であると理解しています。そのようななか、今年の6月に財務省の行った平成29年度の予算執行調査の調査結果が公表されてきているところです。この予算執行調査の中では、昨年4月に統合された独立行政法人海技教育機構の調査結果が含まれてきております。

1点目としては、学校の適正配置として、高校部分を廃止して短大の運営に重点を置くとか、老朽化が進み、耐震改修が困難な高校の廃止というようなことが掲載されています。これはどこを意識しているかというところ、小樽の海上技術学校を意識しているものだと記載がされています。

それから2点目としては、航海訓練所のカリキュラムについて甲・機両用教育から専科教育への移行という形で教育訓練期間の短縮というようなことがうたわれたり、自己収入の拡大として受益者負担の拡大が指摘され、財務省からは翌年以降への予算反映が要請されているということで、国交省にも通知が来ているという理解をしております。

そのような内容につきまして、船員部会には何ら報告されませんし、論議もされていないし、そのきざしもないというように理解を私はしています。

海技教育機構と、それから航海訓練所の統合に際しましては、衆参両院で日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など、万全の措置を講ずることというのが附帯決議をされているところです。そのようなことがあるにもかかわらず、海技教育機構の予算は削減され続けてきています。そして耐震改修が困難な小樽の海上技術学校などの廃止というようなことがうたわれたり、500名規模の船員養成に向けた方向性とは全く真逆の財務省からのお話が来ているというように理解をしているところです。

そのような船員政策にとって重要な案件について、なぜ船員部会に報告がなされないのか。財務省の指摘に対する国交省としての、ないしは海事局船員政策課としての、今後の日本人船員の確保・育成について、予算を含めてどのように対応されていくのか、見解をお伺いしたいと思っています。よろしくお願いたします。

【野川部会長】 事務局、いかがですか。船員政策課長。

【増田船員政策課長】 まず、海技教育機構の件につきましては、調整会議という場で、官労使の場で現在議論をさせていただいていると考えております。ただ、船員部会に審議なり報告という形については、今日ご意見をいただきましたので、できますれば関係課と調整をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございますか。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 関連で少し発言させていただきます。今、課長から、本件の取り扱いについては、別の調整会議の場で行われているというようにお話ですけれども、私もその調整会議の委員として出てはおります。ただ、その中で今現在、海技教育機構の内航船員の養成に関する調整会議で海技教育機構のあり方について論議はされているわけですね。

れども、しかしながら、この会議自体が議長もしくは座長もいなく、議事の進行や意見の取りまとめをどのように行うのか。

本来であれば検討対応策など含めても、議長もしくは座長が公平中立な立場で取りまとめを行われると思うのですけれども、本会議では、その方向性すら持たない事務局が何をどのように取りまとめを行おうとしているのか、全く見えてこないというような状況です。

会議における検討事項についても、教育の質の向上について、内航養成定員の拡大について、受益者負担のあり方についてというように挙げていますが、その中身については、先ほど立川委員が言った、この項目すべて財務省の調査結果と分析ということになっているものであります。財務省の今後の改善点、検討の方向性に基づく論議をあの会議の中で求めているわけであって、海事局としての考え方が全く示されていないというような状況です。

今回の検討は、海技教育機構の縮小以外の何ものでもない。不足する船員の確保・育成の観点からも、定員500人に向け船員の養成機関として海技教育機構のさらなる充実が不可欠であると思っております。そのためには、施設、教員、練習船など、必要とされる予算の確保に向け、国が積極的に取り組むべきではないかと思っております。

海技教育機構の予算ですけれども、年々削減されておまして、統合における、先ほど立川委員が言った附帯決議の趣旨、日本人船員の増加に資する体制の強化には全くなっていないと思います。

いずれにしても、ほんとうに調整会議をやる意味があるのかどうなのか、全く我々としては理解できていないという状況です。海技教育機構に対して、もっと国が積極的に、こうあるべきだというようなことを全く示されないような会議をして、財務省の示された内容について、その中で、これについてどういたしましょうかというようなことでは、全くこれは話にならないと思います。

【野川部会長】 船員政策課長。

【増田船員政策課長】 どうもありがとうございました。本日いただきました調整会議についての課題、それから問題点等についても、あわせて報告いたしまして、私どもでまず関係課と相談して、また船員部会にかけるという状況についても検討しまして、ご報告させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

【野川部会長】 いかがですか。

立川委員。

【立川臨時委員】 よく分かりませんのでもう一度お願いできますか。調整会議の所管と調整してということなのですか。調整会議では、国交省としての方向性が全く出てきていないという現実があるわけです。そのような中で、どう調整されて、ここの船員部会に報告されてくるのか、意味合いがわからないのです。

先ほどお願いしたように、船員政策課なら船員政策課として、このような方向なのだということ、予算をしっかり取るのだということをはっきり明言していただきたいし、プロセスはこうなっています、これからこのような方向で行きますということ、このような公の場ではっきりしていただければ、我々もよく理解できるということになるのですが、そのようなことで次回ないしは次々回報告いただけるという理解でよろしいのですか。

【増田船員政策課長】 まず、調整会議のあり方とか、進め方については、本日いただきましたご意見は、まず関係課、特に海技・振興課に伝えます。それで私どもも、どう進めていくかということも積極的に議論していきたいと思っております。

それから、いただきました予算の内容とか、海技教育機構のあり方などにつきましては、当面、まず来月、予算の要求に向けて作業を進めておりますが、予算要求内容については来月船員部会でご報告をさせていただきますので、現在の検討状況とか、海事局の考え方について、そちらで内容をご報告させていただきます。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 あまり会議の中での話をオープンにするのはよろしくないと思うのですが、当事者であります海技教育機構、その辺のところも委員として出ているということですが、海技教育機構が、もう金がないのだと、どうにかしてもらわなければ困るというような発言をするわけです。となると、いずれにしても、どうにかしてもらわなければならないということであれば、財務省が示したこの調査結果に基づく削減、そのような方向の中でやっていくしかないのではないかと思いますので、海技教育機構ではなくて、国がしっかり予算確保とか、その辺のところをしてもらわないと困るということです。

【野川部会長】 話が少し、必ずしもかみ合っていないように思いますが、まず日本人船員の確保・育成という非常に大きな課題があって、それはこの船員部会の管轄事項です。そしてこの課題の克服のためには、ソフト、ハード両面での対応が不可欠であるということは異論のないところであろうと思います。現在、特にハードの面に関しましては海技教

育機構、航海訓練所等に関し、いろいろな施設、設備等についての予算対応に、船員確保・育成という観点から見て、必ずしも十分とはいえないような対応が見られるということです。それは調整会議におけるさまざまな議論の中で、今申し上げたような船員の確保・育成のために、海技教育機構の設備、施設等についてもどのように充実させていくかといったような観点からの対応が必ずしも見られないというように印象を持っているということで、そうすると、もともと船員の確保・育成というのは、この船員部会における管轄事項であるので、調整会議でのいろいろな議論というものも踏まえて、いかにして船員部会において船員の確保・育成のためのソフト、ハード両面からの対応を進めていくかということ、もう一度整理し直してほしいというようなことだろうと思います。

そのために、私の理解した限りでは、調整会議については、船員部会においても特に関与していない委員も当然多いので、少し、どのような機関であって、そこでどのような議論をしていて、その結果、どのような効果をもたらすのかといったことを整理して、ご説明を次回にでもしていただくということをお願いしたいと思います。

その上で、それを踏まえて、今、船員側から出された懸念とか疑問に対して、船員部会としてどのように対応できるかを考えていきたいと存じますが、よろしいですか。

あと、予算については、今まさに現在進行中でございますので、9月にその内容については詳しく説明をいただいて、それで具体的な検討を、この場でもできるものについてはしたいと思います。

審議官、どうぞ。

【七尾審議官】 今、部会長に総括していただきましたが、組合の皆さんからご指摘いただいたことも、そのとおりでございまして、海技教育機構の運営費交付金が年々削減されている中であって、内航船員不足の状況を踏まえ、500人という目標を掲げてやってきているのも事実でございます。

他方で、財政当局から6月末に予算執行調査結果が示されたわけでございます。

私ども厳しい状況に立たされておるのですけれども、船員側、組合の皆さん、さらには使用者側の方々にも入っていただいて、いろいろな意見をご披露いただいているところでございます。

そのような中で、いろいろな意見を勘案して1つの方向性を打ち出していかなければいけないのは確かでございますので、この場が、そのような意味では船員の確保・育成という重要なステージでございますので、部会長にご指摘いただきましたように、そこでどのよ

うな議論が行われているのかというのをここでご披露したいと思いますし、またお知恵を拝借しながらやっていきたいと思っております。

ということで、今日はよろしゅうございますか。

【野川部会長】 どちらでも。池谷委員。

【池谷臨時委員】 私もこの調整会議に参加させていただいている立場として、今、座長また審議官からそれぞれお話がございました。この調整会議自体は、もう既に2回開催されていまして、第1回目から当方より、この会議の持ち方、先ほど委員から運営に関して、会議の持ち方について、まずきちっと整理をしていただきたいと。その中で、実行可能な手段について意見調整を行う場であり、座長を置く必要はないですとか、事務局からはそのような話も出されてきている。そういった中で、関係当事者である海技教育機構の方々も出席されて、現状についての話も出されてきている。

そういった場で関係者が集まって、果たして意見が出せるのかというのが、そもそもの私どもの考え方です。ですから、確保・育成に向けた取り組みに関しては、国として、海事局としてきちっとした方向性を示していただいた上で、その上で何ができるのかという話をさせていただかないと、調整会議に集められた方々も、正直なところ、それぞれコメント、意見が出せないような状況も生まれていると感じておりますので、本来でいけば、この場で披露すべきことではないかと思いますが、改めて説明させていただきました。

【野川部会長】 松浦委員、よろしいですか。

【松浦臨時委員】 今いろいろなお話がありまして、座長からも、それから審議官からもお話をいただきました。そもそも私どもの委員が話をしているのは、後ろを向いて話をするのではなくて、前を向いて、しっかりどうしていこうかという方向性を示していただいて、その部分に対して意見をということであれば、いくらでも前向きな話ができるのに、向いている方向が少し違うのではないかということを話しをしたかったので、前を向いた方向性をしっかり海事局で出していただいて、そちらに向かってやっていっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

【野川部会長】 今るるご意見が出ましたけれども、調整会議の実態というものを、まずご説明いただいて、座長もいないとか、何か結論を出すというようなものでもないというような組織上の問題と、今伺いますと、財務省の要請をそのまま右から左へ伝えて協力を依頼するというようなことだと、船員確保・育成に向けてどのような対応が必要かという、この船員政策課でやるべきことについて、それをスルーするような機関になっていな

いかという懸念を、今伺って感じましたので、そういった点も含めて、次回、まずご説明
よろしく願いいたします。

それでは、今の件伺いました。

松浦委員。

【松浦臨時委員】 別の件ですけれども、本日、私ども組合で『海なお深く－ 徴用され
た船員の悲劇』という書籍を上下巻、昔、上巻を出しているんですけれども、上下巻を刊
行することになりまして、本日、委員の皆様にお配りする予定をしておりますので、この
本を読んでいただいて、いま一度平和の尊さを考えていただければ幸いです。少し重いで
すが、ごらんになっていただければと思います。よろしく願いいたします。

【野川部会長】 勉強させていただきますので、どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、なければ事務局にお返しをいたします。

【長岡船員政策課専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りし
た上で改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第92回船員
部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、またお暑いところ、委員及び臨時委員の
皆様にはご出席をいただき、ありがとうございました。

— 了 —